

請求手続きに関するよくある質問

1	保険金の請求を行うには、政府労災・公務災害の認定が必要ですか？	本制度の支給要件は、政府労災保険等の申請・認定が要件となりますので、政府労災・公務災害の認定がない場合は保険金のお支払いはできません。
2	政府労災・公務災害支給決定前に保険金の請求をすることはできますか。	保険金のご請求は政府労災・公務災害の支給決定後にお手続きください。なお、休業補償につきましては、支給決定と4日以上支給（補償）期間を確認する必要がありますので、これらの情報がそろった段階で、保険金のご請求をお願いいたします。（決定通知のみで補償期間不明の場合は、期間も判明した後にご請求ください。）
3	保険金の請求者は誰ですか。	制度ご加入の医療機関となります。
4	保険金の支払先に従業員口座を指定することはできますか。	可能です。お支払後、お支払のご案内を書面で被災労働者と、医療機関へお送りさせていただきます。医療機関の口座へのお支払をご希望される場合は、弊社からの保険金受領後30日以内に被用者またはご遺族へお支払いいただき、被用者またはご遺族からの受領書をご提出ください。
5	保険金の支払先に医療機関や従業員本人・ご遺族以外の口座を指定することはできますか。	保険金請求権者である医療機関のご指定の口座へお支払が可能ですが、第三者へのお支払の場合、口座所持者と医療機関ならびに従業員本人との関係、その口座を指定される理由をメールにご記入ください。場合によっては、関係性を示す書類を追加で依頼することがございます。
6	メールで送る際、ファイルサイズや形式の制限はありますか。	ファイルサイズは25MB以内でお送りください。25MBを超えるファイルをお送りいただいた場合、エラーとなり受信ができませんのでご注意ください。Zip形式の圧縮ファイルや複数に分けてお送りいただいても結構です。 ファイルの書式は問いません。pdf、ワード・エクセルなどOffice系、Jpegファイルなどでの受付が可能です。ダウンロードいただいた請求書類を写真に撮って写真データをお送りいただく方法でも結構です。なお、インターネット上にファイルをアップロードするデータ便はご利用いただけません。
7	パスワード付きファイルで送信しても良いですか。	問題ございません。パスワードは請求書送付先と同じメールアドレス宛にお送りください。
8	書き損じた場合、訂正印が必要ですか。	二重線で訂正いただき、ご提出ください。
9	請求期限はありますか。	支払事由が生じた日の翌日から3年以内であれば、ご請求いただけます。 約款では、「請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します」と時効について定めています。ただし、お手続きに必要な書類が揃えばご請求いただける場合もあります。
10	改姓した場合の受取人口座は、旧姓名義の口座でもよいですか。	旧姓・新姓にかかわらず、現在の銀行口座の名義をご記入ください。また改正した旨をメールにご記入ください。
11	休業（補償）給付請求書または遺族（補償）給付請求書の控えがありません。どうしたら良いですか。	休業（補償）給付請求書または遺族（補償）給付請求書以外の請求書類をご提出ください。受領した資料を確認し、お支払可否を検討させていただきます。
12	請求書類送付後に保険会社からの連絡はありますか。	不備がない場合は、保険会社からのご連絡はせず、ご指定口座へお支払させていただきます。お支払日などは後日発送される保険金お支払のご案内にてご確認ください。不備がある場合にはメールまたはお電話にてご加入の医療機関へご連絡させていただきます。
13	メールで送った請求書類の本紙は郵送が必要ですか。	郵送は不要です。お手元にお控えとして保管ください。